4 軽自動車税

(1) 軽自動車税を納める外国人(納税義務者)

軽自動車税は、毎年4月1日現在、福岡市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます。)を所有している方に課税されます。

※4月1日以降に名義変更した場合でも4月1日現在での所有者に課税されます。

(2) 軽自動車税の税率

軽自動車税の税率は、軽自動車等の車種及び排気量等により次のとおり定められています。

		車 種 ·	排気量の区分		税率
原動機付自転車	50cc 以下のもの				
	二輪	50cc を超え 90cc 以下のもの			2,000円
		90cc を超え 125cc 以下のもの			2,400円
	三輪以上(ミニカー)				3,700円
	二輪	125cc を超え 250cc 以下のもの			3,600 円
	三輪	660cc 以下 のもの	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた 車両		3, 100 円
			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた 車両 ※2		3,900円
			最初の新規検査から 13 年を経過した車両		4,600 円
			令和3年4月1日から令和5年 3月31日までに最初の新規検	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	1,000円
			査を受けた車両で、一定の環境	ガソリン車、ハイブリット	2,000円
			性能を有する場合 ※1	車※2(乗用営業用のみ)	3,000円
軽自動車	四 輪 660cc 以下	乗用 (営業 用)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた 車両		5,500円
			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた 車両 ※2		6,900円
			最初の新規検査から 13 年を経過した車両		8,200円
			令和3年4月1日から令和5年 3月31日までに最初の新規検	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	1,800円
			査を受けた車両で、一定の環境	ガソリン車、ハイブリット	3,500円
			性能を有する場合 ※1	車※2 (乗用営業用のみ)	5,200円
		乗用 (自家 用)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた 車両		7, 200 円
			平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた 車両 ※ 2		10,800円
			最初の新規検査から 13 年を経過した車両		12,900円
			令和3年4月1日から令和5年 3月31日までに最初の新規検 査を受けた車両で、一定の環境 性能を有する場合 ※1	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	2, 700円
		貨物 (営業 用)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた 車両		3,000円
			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた 車両 ※2		3,800円
			最初の新規検査から 13 年を経過した車両		4,500円

車 種 ・ 排 気 量 の 区 分						
軽自動車	四 輪 660cc 以下	貨物 (営業 用)	令和3年4月1日から令 和5年3月31日までに 最初の新規検査を受け た車両で、一定の環境性 能を有する場合 ※1	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	1,000円	
		貨物 (自家 用)	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた 車両		4,000円	
			平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた 車両 ※ 2		5,000円	
			最初の新規検査から13年を経過した車両		6,000円	
			令和3年4月1日から令 和5年3月31日までに 最初の新規検査を受け た車両で、一定の環境性 能を有する場合 ※1	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	1,300円	
小型特殊	農耕作業用					
自動車	その他					
二輪の月	型自動車	250cc を超えるもの			6,000円	

※1 初年度のみの税率(次年度以降は※2の税率) ※2 環境性能により税率が変わります。

(3) 軽自動車税の申告

次の場合には軽自動車税に関する申告が必要になります。

- 軽自動車等を購入、譲受けにより取得した場合
- 廃車、売却、譲渡、盗難により喪失した場合
- あなたの住所又は軽自動車等の定置場を変更した場合

申告場所は、次のとおりです。

- 原動機付自転車 (125cc 以下のバイク)・小型特殊自動車 福岡市内の区役所課税課管理係 (P10~12参照)
- 軽自動車(三・四輪)(一社)全国軽自動車協会連合会福岡事務所 所在地:東区箱崎ふ頭2丁目2番51号 電話番号:092-641-0431
- 二輪の軽自動車二輪の小型自動車 (一社)全国軽自動車協会連合会福岡事務所 千早分室 所在地:東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階 電話番号:092-641-0431(福岡事務所の代表番号)



(4) 納期と納付方法

軽自動車税は、区役所から送付した納税通知書(納付書)により納期限までに銀行等の金融機関又はコンビニエンスストア等で納めていただくことになっています。

納期月 5月

※納期限は月末です。納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

福岡市外へ転出又は日本国外へ出国される場合は、必ず申告手続及び軽自動車税の納付を済ませてください。